

許可番号 11021113950

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県盛岡市乙部5地割158番地1

氏名 盛岡産資源株式会社 代表取締役 村上 毅樹
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 内 館 茂

許可の年月日 令和 7年 9月14日

許可の有効年月日 令和12年 9月13日

1. 事業の範囲
(1) 中間処理 (圧縮処理)
取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物であることを除く。)
・廃プラスチック類
・金属くず
・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
以下余白
(2) 中間処理 (切断処理)
取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物であることを除く。)
・廃プラスチック類
・金属くず
・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
以下余白
2. 事業の用に供するすべての施設
(1) 圧縮施設Ⅰ (切断施設と同一施設)
ア 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割158番、159番、160番、161番、162番、163番、164番、165番1、165番2、165番3及び167番
イ 設置年月日 平成17年7月29日
ウ 処理能力 472.8t/日 (59.1t/時間)
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり
(2) 圧縮施設Ⅱ
ア 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割158番、159番、160番、161番、162番、163番、164番、165番1、165番2、165番3及び167番
(以下、裏面記載)

イ 設置年月日 平成18年4月27日
ウ 処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
488t/日 (61t/時間)

エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり
(3) 切断施設 (圧縮施設Ⅰと同一施設)
ア 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割158番、159番、160番、161番、162番、163番、164番、165番1、165番2、165番3及び167番
イ 設置年月日 平成17年7月29日
ウ 処理能力 472.8t/日 (59.1t/時間)
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況
平成17年 9月14日 当初許可
平成20年10月 2日 変更届出書受理 (保管設備の概要を変更したこと。)
平成20年10月 3日 事業範囲の変更許可
(1) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの中間処理 (圧縮処理) について、「これらのうち金属くずに付着して排出されたものに限り。」とする限定を解除したこと。
(2) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの中間処理 (切断処理) について、「これらのうち金属くずに付着して排出されたものに限り。」とする限定を解除したこと。
平成22年 9月14日 更新許可
平成23年11月21日 変更届出書受理
(1) 名称を盛岡産資源株式会社から変更したこと。
(2) 代表者を佐々木健から変更したこと。
平成27年 9月14日 更新許可
令和 元年 6月 4日 変更届出書受理
(1) 施設の設置場所を変更したこと。
(2) 施設の構造 (休憩棟、門扉及び壁) を変更したこと。
令和 2年 9月14日 更新許可
令和 4年 5月10日 変更届出書受理 (代表者を村上一夫から変更したこと。)
令和 7年 9月14日 更新許可
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

(以下、2枚目記載)

収入印紙

産業廃棄物処分委託基本契約書

排出事業者: (以下「甲」という。)

処分業者: 盛岡産資源株式会社 (以下「乙」という。)

甲の事業場: から排出される

産業廃棄物の収集及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)
甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)
1. (乙の事業の範囲)
乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。
④ 処分に関する事業範囲
[産廃]
許可都道府県・政令市: 盛岡市
許可の有効期限: 令和12年9月13日
事業区分: 中間処理 (圧縮・切断)
産業廃棄物の種類: 許可証のとおり
許可の条件: 許可証のとおり
許可番号: 11021113950
許可番号:

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)
甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

④ 処分に関する種類、数量及び委託単価 (税抜)

種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類 (廃タイヤ)	廃プラスチック類 (スタイロ)	金属くず	ガラス、コンクリート陶磁器くず
数量	kg	本	枚	kg	kg
単価	円/kg	円/本	円/枚	円/kg	円/kg

3. (処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称: 盛岡産資源株式会社
所在地: 岩手県盛岡市乙部5地割158番他10筆
処分の方法: 中間処理 (圧縮・切断)
施設の処理能力: 別添...産業廃棄物処分業許可証のとおり

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)
甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分 (予定) を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
		※別添		

5. 第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名: (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
許可都道府県・政令市: 許可都道府県・政令市:
許可の有効期限: 許可の有効期限:
事業の範囲: 事業の範囲:
許可の条件: 許可の条件:
許可番号: 許可番号:
氏名: 氏名:

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)
1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。
以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(令和7年4月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。
ア 産業廃棄物の発生工程
イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
エ 混合等により生ずる支障
オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
キ 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
ク その他取扱いの注意事項
2. 甲は委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び過度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合、性状等の変動幅は製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する。
(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器貼付用ラベル」参照。)
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。
産業廃棄物の種類:
指示する時期又は回数:

別表 (保管施設の概要)

所在地: 岩手県盛岡市乙部5地割158番、159番、160番、161番、162番、163番、164番、165番1、165番2、165番3及び167番

産業物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類	2.0	172.5	200.33	70.1	屋外保管
金属くず	2.0	172.5	175.66	198.5	屋内保管
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず	1.2	6.84	8.2	8.2	屋内保管 (コンテナ)
廃プラスチック類	2.5	81.0	110.0	38.5	屋外保管
金属くず	3.0	108.0	324.0	366.1	屋内保管
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず	1.2	6.84	8.2	8.2	屋内保管 (コンテナ)

以下余白

